

平成 29 年度道内避難者移転費支援事業補助金の交付について（補助金募集要領）

平成 29 年 3 月 29 日

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

1 趣旨

東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所事故により、岩手県、宮城県、福島県から道内の応急仮設住宅に避難していた世帯のうち、応急仮設住宅の供与期間終了後も避難生活を継続することが必要であり、道内の公営住宅に転居した世帯に対し、円滑な生活再建を図ることができるよう、道内避難者移転費支援事業補助金交付要綱等に基づき補助金を交付します。

《応急仮設住宅》

借上げ住宅（民間賃貸住宅、雇用促進住宅）・公営住宅のみなし仮設住宅、その他自治体の支援により無償提供される公営住宅等

《公営住宅》

道営住宅及び市町村営住宅

2 補助対象者

平成 29 年 1 月 1 日以降、道内の応急仮設住宅で避難生活を送っていた避難世帯のうち、道内の公営住宅に転居し、応急仮設住宅の供与が終了した後も、避難生活を継続することが必要な「世帯の代表者」とします。

留意点

- ・「世帯の代表者」とは、原則として、供与終了時点又は退去時点で入居していた応急仮設住宅の世帯主である応急仮設住宅の契約者、又は、応急仮設住宅の使用許可を受けていた方です。

次の世帯は、補助対象から除きます。

- 岩手県 山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、及び陸前高田市からの避難世帯
- 宮城県 石巻市、名取市及び女川町からの避難世帯
- 福島県 避難指示区域（平成 27 年 6 月 15 日時点）からの避難世帯
 - ア 帰還困難区域
 - イ 居住制限区域
 - ウ 避難指示解除準備区域
- 東京電力ホールディングス株式会社による原子力損害賠償（住宅確保損害及び家賃に係る賠償）の対象となる世帯（平成 27 年 6 月 15 日時点で避難指示が解除されていた田村市都路地区、川内村の東部地区（ともに原発から 20km 圏内）又は檜葉町の一部（原発から 20km 圏外）からの避難世帯）
- 応急仮設住宅について、不適正な入居が認められる世帯

3 補助対象事業

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 23 日までに完了した公営住宅への転居とします。

4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、家財道具運搬のため、引越業者に支払った費用とします。

5 補助金の額

北海道が交付する補助金の額は、以下のとおりとします。

1 世帯あたり5万円（上限）

世帯が負担した費用が補助金額を下回る場合は、その額とします。

6 補助金の交付申請手続き

補助金交付申請書（要綱第1号様式）に次に掲げる書類を添付の上、道へ提出してください。

①最後に居住していた応急仮設住宅の契約書の写し

契約書の写しの代わりに、貸与決定書や通知書、使用許可書の写しなど、応急仮設住宅の同居者の氏名等が分かる書類でも対応可とします。

また、写しが提出できない場合は、代わりに申立書の提出により、道から住宅管理者への内容照会によっても対応可とします。

公営住宅から公営住宅への転居の場合は、上記①が省略可能です。また、避難元市町村の確認のため、罹災証明や運転免許証などの写しを提出していただく場合があります。

②移転直前まで居住していた住宅の契約書の写し

なお、応急仮設住宅の供与終了後、自費契約して引き続き居住していた場合、自費契約の契約書の写しを提出して下さい。

③家財道具の運搬のため引越業者等に支払った費用の領収書（原本）

振り込みによる場合は、振り込み依頼書や通帳からの振り込み内容のわかる部分の写しと日程や引越業者名、引越先がわかる明細書の組み合わせによっても対応可とします。

④公営住宅への入居届の写し

入居届など、入居日がわかる書類を提出して下さい。

また、補助金の申請者が公営住宅の同居者である場合は、入居許可書の写しなど、同居者であることがわかる書類を提出して下さい。

⑤補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し

⑥その他知事が必要と認める書類

※ 補助金の交付申請は、1世帯（移転前に居住していた住宅1戸）当たり1回とします。

ただし、東日本大震災及びそれに伴う原発事故の発生以降、複数世帯が応急仮設住宅1戸1世帯として応急仮設住宅に入居し、供与終了に伴い元の複数世帯となり、それぞれ公営住宅に転居した場合は、世帯ごとの代表者による申請を認めますので、この場合は震災前に別世帯であったことを証明する書類も提出してください。

7 補助金の交付申請期間

移転完了後2ヵ月以内とし、申請の最終期限は、**平成30年3月26日まで**とします。

※ 補助金の交付申請の期限前であっても、予算等の関係から補助金の交付申請の受付を終了する場合がありますので、予めご承知おきください。

8 審査

(1) 審査の方法

道において補助金交付要綱、本募集要領等を踏まえ、提出された書類の内容を審査し、補助金交付の可否及び交付金額を決定します。

なお、必要に応じ、補助申請者に対して、資料の追加提出を求める場合や、電話等による確認を行う場合があります。

(2) 交付決定

交付決定に当たっては、条件を付す場合、申請金額から一部減額して交付する場合があります。

※ 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知を受けた日から10日以内に申請の取下げができます。

(3) 交付決定の取消し

補助事業者が次のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、取消しの決定を通知します。

①虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

②規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

なお、取消しを行ったときは、返還の猶予期間及び必要な加算金等を定めるものとします。

9 留意事項

補助申請者による申請費用は、申請者の負担となります。

10 申請窓口及び問い合わせ先

北海道総合政策部地域創生局地域政策課

場 所 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-204-5800

(受付時間8時45分から17時30分まで（土日祝休日、年末年始を除く。))